

警視庁警察官警棒等使用及び取扱規程

[沿革] 平成15年12月 訓令甲第36号(い)
16年 6月 同第19号(ろ)、10月同第27号(は)改正

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 使用等(第4条・第5条)
- 第3章 携帯(第6条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成13年国家公安委員会規則第14号。以下「規範」という。)に基づき、警察官の警棒等の使用及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 警視庁及び東京都警察情報通信部の警察官(以下「警察官」という。)の警棒等の使用及び取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(ろ)

(用語の定義)

第3条 この規程において「所属長」とは、所属及び所属長の呼称に関する訓令(昭和35年8月15日訓令甲第23号)第2条に定める所属長及び東京都警察情報通信部通信庶務課長をいう。(ろ)

第2章 使用等

(警棒等の使用上の注意)

第4条 警棒等の使用に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 必要とされる限度を超えないよう心掛けること。
- (2) 相手若しくは第三者から奪取され、又は逆用されることのないように注意すること。
- (3) 相手に傷害を与えた場合は、速やかに救護その他の措置をとるよう心掛けること。

(報告)

第5条 規範第7条第1項による報告を受けた所属長は、警務部長（人事第一課監察係経由。以下同じ。）及び総務部長（装備課装備第一係経由。以下同じ。）に電話等により直ちに報告し、事後、速やかに書面報告をしなければならない。この場合において、警察署長にあつては担当方面本部長にも報告すること。

- 2 規範第7条第2項による部隊指揮官の行う報告は、所属長及びその所属部隊の現場の最高指揮官に対して行うものとする。
- 3 前項の報告を受けた場合において、所属長は警務部長及び総務部長（警察署長にあつては担当方面本部長を含む。）に、現場の最高指揮官は警備部長にそれぞれ電話等により直ちに報告し、事後、速やかに書面報告をしなければならない。
- 4 規範第5条ただし書の場合において警察官が警棒等を使用して人に危害を与えたときの報告は、前2項に準じて行うものとする。
- 5 第1項、第3項及び前項の書面報告は、別記様式により行うものとする。

第3章 携帯

(警棒等の携帯)

第6条 警察官が制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務する場合において、規範第8条第1項各号に規定する場合のほか次の各号に該当するときは、警棒を携帯しないものとする。ただし、勤務の性質又は治安の状況により所属長が必要と認めるときは、警棒等を携帯するものとする。（い、は）

- (1) 警部以上の階級にある者で、勤務の性質により必要のないとき。
- (2) 乗車又は騎馬による勤務（警ら用無線自動車による警らを除く。）に従事するとき。
- (3) 申告のとき。

2 警棒等は、次により携帯するものとする。

- (1) 警棒

警棒は、帯革に装着して携帯し、勤務上必要がある場合には、手に持ち、又はわきに

抱えること。

(2) 特殊警戒用具

ア 警じょう

警じょうの携帯方法は、立じょうを基本とし、必要により支えじょう、抱えじょう又は提げじょうとする。

イ 伸縮式警じょう

伸縮式警じょうを伸長した状態で携帯する場合はアの規定を、収縮した状態で携帯する場合はエの規定を準用する。

ウ 特殊警棒

特殊警棒は、犯人逮捕、押収、捜査等で必要があると認められる場合に携帯するものとする。この場合における携帯方法は、特殊警棒入れに収納するなど状況に応じた適宜な方法によること。

エ 防護棒

防護棒の携帯方法は、手に持ち、又はわきに抱えるなど適宜な方法によること。

附 則

この訓令は、平成14年3月14日から施行する。

別記様式〔略〕